

議案第 1 1 4 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
板橋区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」
に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 7. 5」を「1 0 0 分の 1
2 0」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」
に改める。

第 3 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 7. 5」を「1 0 0 分の 1
2 0」に改める。

第 2 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次
のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 6.
2 5」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 1 8.
7 5」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 6.
2 5」に改める。

第 3 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 1 8.
7 5」に改める。

別表備考第2号中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。